

研修履歴の記録及び研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するQ & A

no.	質問	回答
1	対象となる教師の範囲の中に、「公立の小学校、・・・助教諭等」とあるが、 <u>「等」</u> に含まれる職は何か。	教育公務員特例法第22条の5の規定による研修履歴の記録及び同法第22条の6の規定による対話に基づく受講奨励の対象となる「公立の小学校等の校長及び教員」の範囲は以下のとおりです。 ①「公立の小学校等」とは、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。 ②「校長及び教員」とは、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、 <u>主幹教諭</u> （幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、 <u>指導教諭</u> 、 <u>教諭</u> 、 <u>助教諭</u> 、 <u>養護教諭</u> 、 <u>養護助教諭</u> 、 <u>栄養教諭</u> 、 <u>主幹保育教諭</u> 、 <u>指導保育教諭</u> 、 <u>保育教諭</u> 、 <u>助保育教諭</u> 及び <u>講師</u> （教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第2条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）である。
2	臨時の任用の講師は、研修履歴の記録を作成するのか。	必要ありません。
3	研修履歴の記録には、該当する研修を受ける予定がないときには空欄としてよいか。	空欄で構いません。
4	研修履歴に記載した研修の数の多寡は、教員評価に影響するのか。	影響しません。
5	【必須】項目1～3以外の研修として、自分が研修になるとを考えている取組は、どのような内容を記載してもよいか。	自分が研修になると考えている取組であれば記載できます。
6	【必須】項目について、記載する内容は、受講年度が記録作成年度のもののみでよいとされているが、これまでの受講歴を記載したい場合は、過去にさかのぼって記載してもよいか。	自身の希望により記載することは構いません。あくまでさかのぼっての記載は「任意」です。 研修履歴の記録は、教師が自らの学びを振り返るとともに、効果的かつ主体的な資質向上・能力開発に生かすために行うものですので、記録することのみが目的ではありません。
7	「個人記録簿」の例示（①R6年度期首面談時の例）4 【任意】項目の内容に、年度をさかのぼった記録があるが、【必須】項目同様、希望により記載することが可能という理解でよいか。	よいです。 なお、「個人記録簿」は、令和5年度以降の記録とし、令和4年度以前の研修についての記録は求めないとしていますが、記入者自身にとって研修になると考える取組があり、記載を希望する場合は記入して構いません。
8	例えば、2 【必須】の大学院の課程等の記録に際して、入力の欄が足りなくなってしまった場合は、欄を増やしてよいのか、2枚目の用紙を用意するのか。	該当の欄の下に新たに欄を増やしても結構です。また、欄を増やした結果、1枚に収まらない場合は、2枚になっても構いません。

9	<p>「キャリアステージ」とは何か。</p> <p>また、自身がどのキャリアステージに当たるかは、どのように判断すればよいか。</p>	<p>「キャリアステージ」とは、教職人生の中での自身の段階や果たす役割を示したものです。長野県では教員のキャリアステージを「基礎形成期」「伸長期」「充実期」「深化・貢献期/管理職期」に区分しています。「長野県教員育成指標」において、教職経験年数に応じて、その相当期を示しています。</p>
10	<p>研修内容が、教員育成指標のA～Eのどの項目に当たるのかを判断する材料はあるか。</p>	<p>「長野県教員育成指標」において、教員に求められる資質能力として、A～Eの5つの資質能力と、これらを支える14のスキルをキャリアステージごとに位置付けています。</p> <p>なお、初任研、キャリアアップ研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、A～Eの全てに○が付きます。</p>
11	<p>長野県の教員に求められる資質能力について、その年度内に、A～E全ての項目が満たされるよう研修しなければならないのか。</p>	<p>一年ごとにA～Eの全ての項目を満たす必要はありません。ただし、これらの資質能力は、教員として必要な資質能力とされているものであり、教員自身が教職キャリア全体を俯瞰し、学び続け、力量向上を図るための目安としていく必要があります。</p>
12	<p>研修内容について、長野県の教員に求められる資質能力のA～Eのいずれかの項目に著しく偏っていてもよいか。</p>	<p>当該年度において、重点的に取り組まれる項目があることに問題はありません。ただし、これらの資質能力は、教員として必要な資質能力とされているものであり、教員自身が教職キャリア全体を俯瞰し、学び続け、力量向上を図るための目安としていく必要があります。</p>
13	<p>2【必須】の大学院の課程や3【必須】の免許法認定講習が2年間にわたる場合、翌年度の受講内容についても記載する必要はあるか。</p>	<p>必要ありません。翌年度の受講内容については、翌年度の研修履歴の記録に記載してください。</p>
14	<p>期首面談時に、受講予定として記載した研修が、都合により受講できなかった場合は、期末面談時に「削除」しなければならないか。それとも、「状態」の欄を「未」のままとしておいてよいか。</p>	<p>「未」のままで結構です。</p> <p>次年度に受講希望がある場合は、期末面談時に、校長にその旨を伝えてください。</p>
15	<p>期首面談時に、受講予定として記載した研修を、都合により別の研修に変更したい場合、当初記載した研修については、「削除」しなければならないか。それとも、「状態」の欄を「未」のままとしておいてよいか。</p>	<p>「未」のままで結構です。</p> <p>必要に応じて、期末面談時に、校長と、「未」であることや別の研修を選んだ理由について対話してください。</p> <p>なお、変更した別の研修が（様式）の4【任意】に該当する場合は、変更内容を記載しなくても構いません。</p>
16	<p>「教師」「教員」という言葉が入り混じっています。「教師」と「教員」はどのように使い分けられているのか。</p>	<p>法令上、教師は、「校長」と「教員」とに分けられています。つまり、校長は教員ではないということですので、「教員」と表記されている場合、「校長」は含まれません。</p>